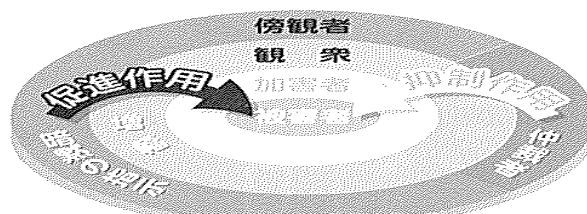


横浜市立川和中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

- ① いじめの定義
法第 2 条にあるように「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- ② いじめ防止等に向けての基本理念
全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、未来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。



いじめの4層構造モデル
(大阪府立大学教授 森田洋司氏による：1985)

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ① 委員会の構成員
校長、副校長、教務主任、学年主任、生活指導部、生徒指導専任、養護教諭とするが、実態等に応じて、柔軟に対応する。その他、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- ② 委員会の運営
定例のいじめ防止対策委員会は、月に1回以上開催する。いじめの疑いがあった段階で「学校いじめ防止対策委員会」を開く。
校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成保管し、進捗の管理を行う。
- ③ 委員会の活動内容
「学校いじめ防止対策委員会」は学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。活動内容としては次のようなものがある。
 - 未然防止
 - ・いじめを許さない環境づくり、いじめが起きにくい環境づくりをする。
 - ・新入生説明会や学校説明会等で委員会の存在や活動を生徒、保護者に周知する。
 - ・いじめの未然防止のため、心の通い合う教職員の協力共同体制をつくる。
 - 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報の窓口の設置をする。
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有をする。
 - ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。
 - ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - 取組の検証
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・見直し・修正を行う。
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関わる校内研修の企画と計画的な実施をする。
 - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止 いじめはどの子どもにも起こり得る事実を踏まえ、次のような取組をする。

- 生徒の主体的な取組への支援
 - ・PTAと連携した朝のあいさつ運動等の実施
 - ・いじめアンケート
 - ・YP アセスメント、年2回実施（学校生活に関するアンケート）
 - ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- 日々の授業や学校行事等の場面での授業づくりや集団づくり
 - ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学校風土を作る。
- 人権教育、道徳教育の推進
 - ・いじめの防止の観点から豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に関わる教員の資質向上のための取組や子どもへの指導の計画等を具体的に盛り込む。
- 保護者、地域への周知
 - ・新入生説明会や学校説明会等で学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

② いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取組のため教職員と生徒たちの日頃から相談しやすい環境、信頼して相談できる環境づくりを行う。

そのために次の内容について取り組む。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施、YPの実施と活用
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちにすべて「学校いじめ防止対策委員会」に報告、相談し、組織的に対応する。
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒および保護者への支援、加害生徒および保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④ いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいることを目安とする。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員等への研修

- ・全ての教職員で、基本理念や指導体制、人権や生徒指導の規則改正等について、共通理解を図るため、年度当初に生徒理解研修等を実施する。
- ・法の確実な運用を行うため、また、教職員一人ひとりが指導力やいじめを見抜く感性を磨くために校内での会議研修を円滑に実施する。
- ・生徒の心理や、行為、行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・学校はいじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と必要に応じて共有し、連携・協力して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

取組内容		
月	児童生徒・学校	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修（学校いじめ防止基本方針以後基本方針と表記） ・学年集会（基本方針説明） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、保護者説明会、学年集会等で基本方針の説明。 ・地域巡回
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） ・小中ブロック会議定例会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会 ・小中一貫推進協議会（基本方針説明）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施 学校生活に関するアンケート ・小中一貫推進協議会（基本方針説明） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・小中ブロック子ども会議（8月区交流会に向けて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・学家地連総会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜こども会議（区交流会） ・専任教諭夏季研修に基づく校内研修 ・教育相談 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫推進協議会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒交流 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施 学校生活に関するアンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談） ・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度への引継ぎ（小学校・高等学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生説明会（基本方針説明） ・民生委員との会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度への引継ぎ（小学校・高等学校） ・1年を振り返って・学年集会 	
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ・カウンセラーによる相談 	

4 重大事態への対処

「重大事態の定義」

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

「発生の報告」

- ・学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめが生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは警察にも通報し、被害者の意向に配慮した上で連携して対応する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

（平成30年2月改定）
（令和4年2月改定）
（令和5年2月改定）